

松江市告示第 215 号

松江市喀痰吸引等研修事業費補助金交付要綱（平成 30 年松江市告示第 293 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(終期) 第 9 条 この要綱に基づく補助金の交付の終期は、 <u>令和 5 年 3 月 31 日</u> とする。	(終期) 第 9 条 この要綱に基づく補助金の交付の終期は、 <u>令和 4 年 3 月 31 日</u> とする。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。